

産業デジタル実装支援事業費補助金交付要綱

令和5年6月28日
総合政策部産業政策課

(趣旨)

第1条 県は、効率化・省力化等の生産性向上につながるデジタル技術等の導入や、経営の変革につながるような先駆的なDXの取組を支援するため、予算で定めるところにより、一般社団法人宮崎県情報産業協会（以下「協会」という。）又は県内事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に本社若しくは主たる事務所を有し、又は宮崎県若しくは県内市町村より企業立地認定を受け、今後も県内で事業活動を展開し続ける予定であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係をしないこと。
- (6) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、こ

の限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明であり、原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人に限る。)(別記様式第3号)
- (3) 第2条第5号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (4) 補助事業者の補助金等の交付に関する規定、要綱等
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、取得財産等管理台帳(別記様式第5号)を作成し、補助完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

(変更承認申請書等)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第6号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき 補助事業遅延等報告書(別記様式第8号)

2 知事は、前項の報告を受けたとき、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の11月末日現在において作成した補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書（別記様式第9号）を添えて、当該年度の12月15日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の遂行状況について知事から求めがあったときは、速やかに補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要と認める場合には概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書（別記様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了した日から起算して15日を経過した日又は令和6年3月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障が無いと知事が認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(1) 事業実績書（別記様式第1号）

(2) 収支決算書（別記様式第2号）

(3) 事例集

(4) その他補助内容に応じ次に例示する書類の写し

通帳、見積書（仕様書）、発注伝票、契約書、請書、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書等

- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の財産とする。

- 2 規則第21条第1項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第12号）を知事に提出してこれを受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年6月28日から施行し、令和5年度の予算に係る産業デジタル実装支援事業費補助金に適用する。

別表（第3条関係）

事業の種類	事業主体	補助対象経費	補助率
ICT技術導入促進事業	協会	産業デジタル実装支援事業(TYPE 1)の運営及び事例集作成等による県内企業への周知に要する事務費	10分の10以内 (補助額の上限を250万円とする。)
産業デジタル実装支援事業(TYPE 1)	協会	県内事業者の効率化・省力化等の生産性向上につながるデジタル技術等の導入に要する経費を補助する場合における当該補助に要する経費	10分の10以内 (各間接補助事業にあっては補助対象経費の2分の1の額と250万円を比較して少ない方の額を上限とする。)
産業デジタル実装支援事業(TYPE 2)	県内事業者	TYPE 1 より高度な業務プロセスの見直しを含むデジタル技術等の導入に要する経費	2分の1以内 (補助額の下限額を100万円、上限額を500万円とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)
産業デジタル実装支援事業(TYPE 3)	県内事業者	TYPE 2 より高度な AI や IoT などのデジタル技術等の導入やデジタル技術を活用した経営の変革(DX)につながる取組に要する経費	2分の1以内 (補助額の下限額を500万円、上限額を2,000万円とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)

別記

様式第1号その1（第5条、第12条関係）

事業計画（実績）書（協会）

事業	計画件数等	実施件数	内容等
産業デジタル実装支援事業			
1 産業デジタル実装支援事業（TYPE1）			
(1) 補助件数	件	件	
2 ICT技術導入促進事業			
(1) 事例報告件数	件	件	
(2) 事務費			

別記

様式第1号その2（第5条、第12条関係）

事業計画（実績）書（県内事業者）

事業名	
事業の産業分類	
実装する（した） デジタル技術	
事業の概要	
事業期間	年 月 日 から 年 月 日まで
事業計画（実績）	
1 事業の実施体制	
2 事業内容	
3 目標（達成状況）	
補助事業後の展開（今後の展望）	

※どのような点がデジタル技術の実装による労働生産性の向上に該当する取組なのか、また補助事業後にどのように展開していくのか、などに留意いただき、事業計画（実績）を記載ください。

※労働生産性向上の数値目標の達成計画（申請時・実績時）終了後3箇年分について必ず記載してください。

※労働生産性については、以下のとおり算出してください。

$$\text{労働生産性} = (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{従業員数}$$

別記

様式第2号（第5条、第12条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

収入区分	金額	備考
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部 (単位：円)

支出区分	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経費	負担区分	
				補助金	自己負担等
〇〇費					
計					

○ 留意事項

- (1) 消費税及び地方消費税は補助対象経費とはならないので、注意してください。
- (2) 補助対象事業の数量及び金額は、当該事業のために真に必要な最小範囲に限定してください。
- (3) 「補助事業に要する経費」とは、補助事業を遂行するために必要な経費をいい、ここでは数量に単価等を通じ、消費税及び地方消費税を加算した金額をいいます。
- (4) 「補助金交付申請額」に千円未満の端数がある場合は、切り捨ててください。
- (5) 補助事業に要する経費の内訳を添付してください。
- (6) その他詳細な留意事項等については、補助金交付要綱を参照してください。

別記

様式第3号（第5条関係）

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

名 称

代表者氏名

チェック欄（該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

別記

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、令和5年度産業デジタル実装支援事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

記

（役員等一覧）

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	住 所	生年月日	性別

※ 欄が不足する場合は、必要事項を記入の上、別途、添付すること。

別記

様式第5号（第6条関係）

取得財産等管理台帳

補助事業者名：_____

補助事業名：産業デジタル実装支援事業費補助金

管理 番号	種類	構造 又は 用途	細目	財産名	数量	単位	単価（円） （税抜き）	金額（円） （税抜き）	取得 年月日	設置 保管 場所 （所在地）	耐用 年数 （処分制限期間）	備 考

（注1）対象となる取得財産等は、処分制限財産（購入や改良等により、資産価値が50万円以上（税抜き）向上する財産）です。

（注2）財産の「種類」、「構造又は用途」、「細目」及び「耐用年数」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められているものです。

（注3）取得年月日は、検収年月日を記入してください。

（注4）本様式は、日本産業規格A4判としてください。

別記

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

名 称

代表者氏名

年度産業デジタル実装支援事業費補助金に係る補助事業の内容（経費配分）の変更承認申請書

年 月 日付け で交付決定のあった上記の補助事業について下記のとおり計画を変更したいので、産業デジタル実装支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により変更の承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び負担区分

(単位：円)

事業区分	補助事業に要する経費		補助対象経費		負 担 区 分				備考
					補助金申請額		事業者負担額		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
○○費									
計									

4 同上の算出基礎

担当者名：

電話番号：

E-mail：

別記

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度産業デジタル実装支援事業費補助金に係る
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け で交付決定のあった上記の補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、産業デジタル実装支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により承認を申請します。

記

担当者名： 電話番号： E-mail：

別記

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

名 称

代表者氏名

年度産業デジタル実装支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け で交付決定のあった標記補助事業について、
下記のとおり事故があったので、産業デジタル実装支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 上記2に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置

（注）事故の理由を立証する書類を添付すること。

別記

様式第9号その1（第10条関係）

補助事業実施状況書（協会）

事業		計画件数等	実施件数	内容等
産業デジタル実装支援事業				
1 産業デジタル実装支援事業 (TYPE1)				
(1) 申請受付	件数	件	件	
	金額	円	円	
(2) 交付決定	件数	件	件	
	金額	円	円	
(3) 補助金額確定	件数	件	件	
	金額	円	円	
2 ICT技術導入促進事業				
(1) 事例報告件数		件	件	
(2) 事務費				

別記

様式第9号その2（第10条関係）

補助事業実施状況報告書（県内事業者）

1 補助事業に要する経費等の状況 (単位：円)

支出区分	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経費	負担区分	
				補助金	自己負担
〇〇費					
計					

2 11月30日現在における実績に基づく補助金額 円

3 補助事業の遂行状況（実施状況の経過、今後の計画等）

4 事業完了予定年月日 年 月 日

別記

様式第 10 号 (第 11 条関係)

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度産業デジタル実装支援事業費補助金請求書

年 月 日付け で補助金の額の確定通知のあった上記の補助金
について、産業デジタル実装支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求
します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金の確定額 金 円
- 3 概算払受領済額 金 円
- 4 今回請求額 金 円
- 5 残 額 金 円
- 6 振 込 先

金融機関名	銀行・農協 金庫・その他 支店
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

7 債権者番号：

担当者名：
電話番号：
E-mail：

別記

様式第 11 号（第 12 条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け で交付決定のあった産業デジタル実装支援事業費補助金について、産業デジタル実装支援事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

1 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け による確定通知額)	
2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額	
3 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額	
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	

(注) 以下の書類を添付すること。

- (1) 税務署に申告した「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し
- (2) 決算書の写し
- (3) 積算の内訳

別記

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
名 称
代表者氏名

財産処分承認申請書

年 月 日付け で交付決定のあった産業デジタル実装支援事業費補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、産業デジタル実装支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取得財産の品目及び取得年月日

品 目：

取得年月日： 年 月 日

2 取得価格及び時価

取得価格： 円（税抜き）

時 価： 円（税抜き）

3 処分の方法

4 処分の理由